

こちらの文書は先生が保管ください。

指導教員各位

学務部留学生課
インターナショナルサポートデスク

留学生「アパート入居保証書及び留学生住宅総合補償加入者証」
発行願いへ署名・捺印されるにあたっての留意事項

本学の留学生は、民間アパート等の賃貸物件を契約する際、留学生課指定の「留学生住宅総合補償」に加入することを条件に、本学が連帯保証人の役割を果たす制度を利用することができます。

本制度加入中、留学生が家賃未払い等の契約違反をおこした際、不動産業者等から留学生課に在籍状況等の確認が入ります。

その場合、指導教員宛てに問い合わせをいたしますので、ご了承願います。

また、留学生が本学学生の身分を失った場合、本補償は直ちに無効となり、保証は受けられなくなります。

そのため、卒業前離籍や長期欠席の把握が大変重要ですので、指導教員各位におかれましては、退学、除籍、長期欠席等を把握次第、速やかに、学生の賃貸契約について留学生課へお問い合わせください。

その他について、別紙「アパート入居保証書及び留学生住宅総合補償加入者証 発行願い」を必ずご一読いただき、内容をご確認の上、署名・捺印くださいますよう、お願いいたします。

本件担当
学務部留学生課
インターナショナルサポートデスク
内線：2195
isd@office.chiba-u.jp